

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村  
地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 1 4 条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の会計年度は、規約第 1 1 条の規定により、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 会長は、前項の規定により調製した予算（以下「当初予算」という。）が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各長（以下「関係市町村長」という。）に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、当初予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による補正予算の承認について準用する。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、富田林市の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充当をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 事務局長は、事務局員のうちから出納員を命ずることができる。

- 2 出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を司る。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、富田林市の例によるものとする。

- 2 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第13条第2項の規定による監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月5日から施行する。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰入金	1 繰入金	1 繰入金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
	3 人件費	3 人件費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費